

# 「解放令」反対一揆における民衆意識をめぐって

— 筑前竹槍一揆を例に —

石 瀧 豊 美

## 一、はじめに

一九八六年三月二七、二八の両日、岡山部落解放研究所主催による「解放令反対一揆シンポジウム」<sup>(1)</sup>が開催された。私は報告者の一人として、筑前竹槍一揆（明治六年六月）をテーマに報告した。

その際、「『解放令』から筑前竹槍一揆へ——部落焼打ちに至る必然的過程の検討」<sup>(2)</sup>と題した通り、私の意図は、明治四年の「解放令」施行と明治六年の筑前竹槍一揆とを一連の過程として考察することであった。

従来の研究では、一揆の経過だけを追い、その中で士族

や農民の意識を云々していたのであり、私から見ると、きわめて恣意的に出された見解が定説として疑われなかったのである。

一揆の要求書は数種類あるが、それは鎮圧に向かった士族がでっち上げたものとされていた。その中には「解放令」撤回要求も含むが、一揆が部落を焼いた事実とてらし合わせて、一揆参加者の意識が論じられることはなかった。

また、その部落焼打ちについても、士族ないしは一部の悪質な分子の扇動・挑発によるとされ、あるいは偶発的な事件で、一揆の本質とは無縁なものであるとする考えが支配的であった。

先のシンポジウム報告では、私は、悪求書に見える「解放令」撤回要求が民衆自身の要求であることを、「解放令」施行の実態を明らかにしつつ論じた。福岡県での「解放令」施行直後、明治四年一〇月に、被差別部落民が賤業拒否を申合わせ、真宗寺院や農業日雇での差別待遇改善を要求するなど、「解放令」をテコにきわめて自覚的に行動したのに対し、博多の町では風呂屋・髪結・煮売店が仲間の申合わせをタテに、部落民を客から閉め出す動きがあった。これは、町の人々が、部落民を客とした店には行かないと申合わせたのを承けたもので、民衆が差別の構造にからめ取られている実情をよく示している。

もちろん、真宗寺院も差別の改善をサボリ、これに対し、部落民は団結して参拝を拒否した。農村でも、差別撤廃の要求に対しては、部落民への小作地をいっせいに引上げようとする動きで応じた。

このように、明治四年以降、「解放令」への抵抗は民衆自身の要求だったのであり、一揆要求書に見える「解放令」撤回要求は、一揆の要求そのものと見なして差しつかえないし、むしろそう見るべきなのである。

シンポジウムの報告で私が論じたのは、この「解放令」撤回要求が、他の新政反対の諸要求とどう関連するかという点である。結論から言えば、私は筑前竹槍一揆の数

種類の要求書はいずれも農民（むしろ民衆と言うべきか）の要求を反映しているとする。

そのことを、再び、明治四年の段階にまでさかのぼって検討したいと思う。その上で、民衆意識の論理を提示することが、本稿の目的である。

まず、筑前竹槍一揆について包括的な研究を発表した三人の論者につき、その主張を整理しておきたい。松崎武俊、紫村一重、新藤東洋男の各氏の論文を取上げる。

いずれも「世直し一揆」と見る立場で共通している。その理論的背景は何だろうか。

## 二、「世直し一揆」説の理論を疑う

精力的に史料を収集・整理され、筑前竹槍一揆の研究に大きな基礎を築いた松崎武俊氏は、「部落史の問題点など」(一九七四年)、「明治六年筑前竹槍一揆と部落」(一九七五年)では、「えた狩り」「えた征伐」とする理解を示し、全国的な「解放令」反対一揆との関連の中に筑前竹槍一揆を位置づけようとしている。しかし、一揆の具体的な経緯については「反権力闘争」とも述べており、「えた征伐」と「反権力闘争」を同居させた理解となっている。一揆の要求書については、「党民の要求に、旧武士団の要求をも

取り混ぜて纏めた」とし、各条項を検討しても「旧武士団の要求か、一揆党民の要求か、判然としない」とされている。このことは、松崎氏がのちに見解を変える伏線となっていはいないだろうか。

「筑前竹槍一揆」と堀口村<sup>(6)</sup>(一九七八年)では、松崎氏の「えた征伐」とする見解は一変し、「この『筑前竹槍一揆』による『焼き打ち』事件は、他の部落解放『反対』迫害事件と同一視できないものがある」と、「えた征伐」説を明確に否定するに至る(『部落解放史発掘』の「解説」を参照)。

一揆を「明治新政府にたいする『反権力闘争』」とする見方は続いており、さらに発展させた形で「農民一揆というよりも『世直し一揆』と、一揆の意義を高く評価する方向に、松崎氏は自説を修正した。

その背景には、松崎氏が根拠とした三つの「事実」があったと考えられる。

(1) 『騒擾一件』(法務省図書館蔵の筑前竹槍一揆関係書類)の分析により、「旧福岡県下一三〇余か所の部落のほとんどが『一戸一人』の割で参加し(目下集計中)、一揆鎮静後、他の農民と共に処罰を受け」たという結論を得たこと。

(2) 農民中心の一揆から、「漁民・商民あるいは鎮撫隊員

として徴募されていた下級士族」も参加し、一揆の構成に変化が起ったこと。

(3) 一揆の終結後、放火罪に問われたのが三八人にしかすぎず、総数六万余の被処罰者の中では「極く一部」で、部落焼打ちは「頑迷固陋な『差別者』」によって決行されたこと。

いずれも重要な指摘で、今後も事実の認定、評価をめぐって論議の分れる点であろう(私が本稿で、農民を含めて、より広汎な民衆意識を問題にしたのも、この点に起因する)。ただ、ここでの関心はこれらとは別の所にあるので、これ以上の論議は差しひかえたい。

問題は、この場合も、一揆の要求書について「無責任に放言する一部党民の声に、旧武士団の要求をも含めた数項目」とする見解が維持されていることだ。要求書から旧武士団の要求と見られるものを取り除いても、残りは「放言」にすぎないとすれば、一揆の目的は雲散霧消してしまっただけで、一揆の歴史的意義を追求する手段は失われる。何よりも、多くの人が要求書を書き残したという事実が、まず重んじられねばならぬのではなからうか。

次に、紫村一重氏の説を見よう。紫村氏は「松崎武俊論文の視点と問題点」と副題をつけた「筑前竹槍一揆研究の視点」(一九八〇年)の中で、松崎氏と論議をかわした結果

「大筋において一致した意見は、それは『反権力闘争』であり、言うならば『世直し』であるという認識であった」と述べている。

とは言え、紫村氏は、松崎氏よりも一揆の意義をはるかに高く評価し、「百姓自らの要求を、自らの力で闘い取ろうとしたところに、意識の変化を見る」と、封建社会の痕跡を払拭し、自覚的に成長する農民像を描くのである。一種の、徹底した「人民闘争史観」の立場に、紫村氏は身を置いているのであろう。

部落焼き打ちについて紫村氏はこう述べる。

(1) ……偶発的とはいいながら被差別部落焼き打ち事件を惹起したことは、この歴史的な一揆に一大汚点を残すことになった。

(2) ここで私の見解を結論的に述べると、部落焼き打ち事件は一揆の一大汚点であり、許すべからざる残虐な行為であったが、それは偶発的に発生した事件であり、それ自体が一揆の直接の目的ではなかったということである。

(3) 夜須郡下における部落焼き打ち事件は……士族らの策謀によると考えられなくもない。筆者の見解では、この機に及んで本村の百姓衆が、自らの意志で部落を焼き払わねばならぬという理由はなかったと思われるからである。

殺さず式の農民収奪政策とくらべると、百姓に与えた印象は、たしかに世の中は変わったという印象を強くしたにちがいない。同時に、あまりにも目まぐるしく激変する情勢についていけずに、多分にとまどいと不安を感じながらも、その裏にかすかな希望と期待感があつたと思われる。

こうした民衆像のもとでは、「解放令」反対一揆も、新政反対一揆も、内在的な論理を把握することはほとんど不可能であろう。

松崎氏と同じく、紫村氏も多数の町人が参加した事実を指摘し、「この一揆は単なる百姓一揆ではな」と述べているが、この点は今後の課題として、先へ進もう。

新藤東洋男氏も、『部落解放運動の史的展開』（一九八一年）の第一章「明治維新期の農民一揆と部落問題——『解放令反対一揆』の評価をめぐって——」（初出は一九七七年）の中で、筑前竹槍一揆について「世直し一揆」説を提出している。

……明治維新にかけた期待を裏切られた農民たちが新政府反対をさげんでたたかわれたのであった。それは「世直し」一揆としての性格を充分に備えての農民一揆であった。……

「新政」反対が「新政府」反対へとスリカエられている

紫村氏の立場は明らかであると言えよう。部落焼き打ちを一揆の本質が露呈したものと考える私の見解とは真つ向か対立する。

この点は、要求書の評価にもあらわれる。紫村氏は、一揆に参加した民衆に差別意識を認めないのであるから、「これが百姓衆の要求だろうか」と首をかしげたくなるものもある。「いわゆる『結党趣意書』とか『嘆願書』とかいわれるものは、一揆勢の意志で決定されたものではなかったといえるだろう」と、要求書自体が全面否定されるのである。

それにしても「さらに注目すべき一点は、それらの類書中には『穢多云々』の一項目がないものもあることである」と強調するのは、先の全面否定説と矛盾するようにも思われるがどうだろうか。それとも「解放令」撤回要求を含まぬ場合だけ、一揆の要求と見なすのだろうか。

紫村氏は、民衆が「新政」に反対した事実すら認めない。むしろ幕藩制社会よりは、新政府の政策に期待していたとする。新政府に対し、さらに進歩的な方向で「反権力闘争」を闘ったとされるのであろう。紫村氏の「世直し」一揆説の根拠の深いところに、この歴史観があると、私は考える。

これらの一連の政策は、封建制下における生かさず

かと思われるが、新藤氏の理論的前提がそれを可能にする。「支配機構末端にくみこまれた区長・戸長などの村吏宅、村役場を襲撃し、掲示場・制札場を破壊し、学校を焼き払い、県庁を襲った行為」が、天皇制そのものを拒否するたたかい」と評価されるのも同根である。私に言わせれば、新藤氏は天皇制を過大に評価している。ホメすぎである。後述するように、この時期、民衆は天皇制を全く問題にしていな。

この三つの一揆（豊後四郡一揆・筑前竹槍一揆・阿蘇一揆をさす——石瀧）はいずれも明治絶対主義政權に対するたたかいであり、権力の末端機構に対する攻撃は、絶対主義権力の基盤を揺り動かすものであった。これは「古典的絶対主義」ともいえる維新政權に対するたたかいであり、反封建闘争の性格をもつ「世直し」一揆であったととらえることが出来るし、貧農・半プロ層がその主体勢力になってのたたかいであったのである。

新藤氏の場合、明治政府を絶対主義政權とする規定がまずあって、そこから、政府への反対が「反封建」の意味を持つこととなり、『社会変革』へのめざましいたたかいであった」と手ばなしの讃辞が寄せられる。「反封建」の位置づけは、紫村氏の場合も同様であった。

では、新藤氏は「解放令」撤回要求を、さらには部落焼打ちをどう評価するのであろうか。

実は、この点、お手軽にきめつけているとしか私には思えない。

〔要求について〕

- (1) ……年貢・曆・地券・官林の問題を除くと士族たちの要求としての色彩が強い。……(別表「筑前竹槍一揆の要求整理」①の要求項目について論じたもの)
- (2) ……この要求書こそは旧藩士黒田播磨らの要求を中心にとめたものであった感が深く……(「党民強訴ノ大意」を引いて。ただし、これは別表⑥⑦を合併して一部を脱落したものであることが上杉聰氏によって明らかにされ、史料価値を失った。)
- (3) ……この筑前竹槍一揆の中には多くの不平士族が含まれており、その要求書は、これらの不平士族の要求を主軸にまとめられたということができようであろう。……

〔部落焼打ちについて〕

- (1) 部落への放火はごく一部のものそのかしによる行為であり……
- (2) 以上の検討によって官側資料にのせられている「筑前竹槍一揆」の要求書は、一揆に参加していた不平士族が自己の要求を充分にもりこんで積極的に書いていった事

のだろうか。

私は、そのこと自体を一概に否定するわけではない。たとえば、次の新聞記事に見るように、士族の中には「復禄」の要求は根強いものがあつた。しかし、だからといって具体的な検証をぬきに、個々の士族をそうだ、と断定するわけにはいかないだろう。

○旧久留米藩にて廢祿になりし者千三百九十七名より、去る明治六年六月以来再三復祿の歎願をなし、近年は其の儘となり居たる処、昨今又々数百名連署して県庁へ出願し、若し御採用にならずは出京して直ちに其筋へ願ひ出づべしと相談し居るよし。

(朝野新聞、明治一三年九月四日、雑報)

期せずして、明治六年六月である。もちろん、これは筑後久留米で、この時期はまだ福岡県には含まれていない。しかし、このように自ら連署嘆願するという方途も開けているわけだから、なおさら、仮に福岡の士族団が復祿の期待を持っていたとしても、それを百姓一揆の要求にもぐり込ませねばならぬ必然性はなくなるのではないか。

以上、松崎武俊、紫村一重、新藤東洋男氏らの所説を分析しながら、筑前竹槍一揆Ⅱ「世直し一揆」説の論理をたどった。

本稿での目的ではないから、一々史料をあげて反論しな

情を知ることが出来るし、部落焼打ちの事態もこれらの士族とのかかわりあいが多分にあつたことが考えられる。

- (3) ……一部の扇動による「部落襲撃」問題が発生したとも考えられる。

新藤氏は(2)と(3)では慎重に断定を避けているが、読む者には、士族が「解放令」撤回を要求し、士族が部落焼打ちを指示したとしか思えないであろう。

農民は反封建的であり、士族は封建的であるという図式が新藤氏の頭には確固としてある。農民の中にも封建的な人があろうし、士族の中にも反封建的な人はいるのが現実というものである。「封建制は親の仇でござる」と武士出身の福沢諭吉が言ったのを思い出す。

一揆に参加した士族たちの中には、「封建制」へ復帰してかつての「祿」を回復していこうとするものも多かった。一揆要求書の中にある士族の要求であった「旧知事様御帰国之事」、「旧知事県令ニ被仰付候事」、「先知事公帰藩之事」とするものは、単に新政に反対する余りかつての旧藩主に対する思慕からきているといったようなものではなかった。……

つまり、戦術的に封建制復帰を主張しているのではなく、士族というのは本質的に根っからそうなのだ、と言いたい

かったが、総じて、あまりにも安易に士族を引合いに出していると言えよう。その根本的な理由は、「一揆の要求が、こんな封建制復帰の意味を含むはずがない。きっと士族がでっちあげたんだ」という仮説を、初めから研究の前提に置いているからである。

池田敬正氏はかつて「解放令」の研究史を整理した際、「解放令」反対一揆について次のように述べたことがある。

……いずれにしろこれらの一揆が、全体として新政府の諸政策にたいする農民の不満が基底にありながらも、解放令反対という反動的形態をとつたのは、一方の村落支配者層の主導とそれに一般農民層の差別感情を触発したことも否定できない。このような事実関係をあきらかにするとともに、当時の農民層が全体としてもつた反封建的性格の具体相をあきらかにしていく必要がある。

(池田敬正「解放令研究の前進のために」、『部落問題研究』四九・五〇輯、一九七六年)

問題の焦点は「当時の農民層が全体としてもつた反封建的性格」をア・プリオリに前提してよいか、ということにある。もちろん「ア・プリオリ」と言うのは、池田氏にとって酷で、池田氏においても明治政府を絶対主義政権とす

る歴史認識が根底にあり、それとの関係で農民「反封建」説が出てくるわけだが、ただ、これが一揆の具体的な検討の場で、ア・プリアオリな前提となり、分析に機械的に適用されるから、困るのである。

新藤東洋男氏が、筑前竹槍一揆の要求を安易に「士族の要求」と断じるのも、農民の「反封建的性格」を前提（つまり公理）とし、そこから演繹的に、封建的性格を含む農民要求をすべて「士族の要求」として振り分けていくのだと考えられる。

私の見解では、少なくとも筑前竹槍一揆に参加した、旧福岡藩領の農民に関して言えば、一般的に「封建制恋慕」の傾向を持っていたことは事実である。

新藤氏は「旧知事」帰国要求を、士族の要求と信じて疑わなければ、次節では、この点を史実の中に具体的にさぐってみようと思う。「旧知事」帰国を民衆自身が切望していたのである。それをどう評価するかはさておき、事実はそうであった。

### 三、旧藩主へのラブコール

別表「筑前竹槍一揆の要求の整理」に見る通り、旧知事帰国要求はどの要求書にも共通してあらわれる。今、この

部分だけ、原文のまま抜き出してみよう。

- ① 旧知事ヲ返スコト（第一項）
  - ② 旧知事ヲ迎ヒ（第一項）
  - ③ 知事様御帰国、黒田県のこと（第二項）
  - ④ 先知事公帰藩之事（第一項）
  - ⑤ 旧知事ヲ返ス事（第一項）
  - ⑥ 旧知事、県令ニ被仰付度事（第二項）
  - ⑦ 旧知事様御帰国之事（第二項）
  - ⑧ 旧知事公御帰国之上御政事被下度事（第一項）
  - ⑨ 御先公様ヲ従前ノ通御入国（第一項）
- 表現はさまざまだが、すべて第一項か第二項である。順序に意味があるかどうかは問題だが、無視すべきでもないだろう。
- これより先、明治四年七月の廃藩置県にともなう、旧藩主とその家族はすべて東京に移住することを命ぜられた。この前後、福岡県では、旧藩主引きとめ運動が起こった。士族ではなく、民衆の間にもある。筑前竹槍一揆の旧藩主呼びもどしに対応するものであり、この一事だけみても、「旧知事（藩主）帰国要求」が民衆意識に根ざしたものであったことは明らかである。以下、この間の経緯に詳しい『維新雑誌』をもとにたどってみよう。
- (1) 七月二日、福岡藩賈札事件の責めを受け、知藩事黒田

長知は免官、在京のまま四〇日の閉門を命ぜられた。次で一日、新知事有栖川宮熾仁が着任、長知の父長溥らは福岡城を退去し、旧家老の浜屋敷に入って謹慎した。

旧藩主一家が残らず東京へ移住するとの噂が流れ、七月下旬になると、郡々百姓から順次引きとめ嘆願書が出されてきた。「是迄之通何卒御国表立御住居被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>」在候様、此段奉<sub>レ</sub>歎願<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>と言ひ、在国の生活費一切は「私共臨米（臨時の切立の意か）を以致上候<sub>レ</sub>」とまで主張している。そのために、年貢負担を怠るようなことはほしくない

——「勿論御年貢其外諸納銀等ハ従前之通ニ聊無<sub>レ</sub>遅滞<sub>レ</sub>上納仕候ニ付<sub>レ</sub>——と、農民は嘆願書の中に書いたのである。「殿様に迷惑はかけませんから」というわけだ。

(2) 志摩郡の農民は宮崎宮へ、両粕屋郡からは愛宕社へ、それぞれ旧藩主引きとめの集団祈願が盛んに行われた。そのため、両者が行違う福岡・博多の町筋はたいへんな混雑になった。長溥が、浜屋敷から遠目鏡で箱崎浜を見たところ、「夥數百姓群集之体<sub>レ</sub>」であったという。博多は櫛田宮に集まって祈願した。

『維新雑誌』の著者は、「是非旧知事公御再職無<sub>レ</sub>之而ハ、いかに朝威を輝し加ふとも、四民之服従ハ無<sub>レ</sub>覚束<sub>レ</sub>事之様ニ相見候也」と感想を書きとめている

(3) 七月二二日、大早飛脚が廃藩置県の詔書を福岡にもた

らし、情勢はまたもや一変した。旧藩主は家族ともども東京への移住を命ぜられたからである。

「右之通之御変革ニ相成候故、最早天下之士氣如何之方向ニ可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>哉、必定此末ハ国々一揆蜂起して夫々事を釣出候様ニ被<sub>レ</sub>相考<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>」と、著者は危機感を募らせた。

(4) 八月になると、郡町浦（というところは農民・町人・漁民）から、県庁に再び嘆願書が出され始めた。「何卒御家族様共御一門、御国内御住居被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>」在候様<sub>レ</sub>との内容であった。

八月九日、表粕屋郡二八か村の庄屋が県庁に押ししかけ、嘆願する騒ぎとなり、翌一日、これらの人たちを少林寺に集めて、大参事が説得した。「御座所之御普請をはしめ年々之御入費共一切御国中ニ而相受持<sub>レ</sub>」ますから、つまりは「県庁へは負担をかけないのだから、聞届けてくれてもいいじゃないか」というのが農民の理屈であった。

一三日は福岡両市中、一四〜六日は郡々浦々に権大参事が出向いて説得に当たった。

(5) 八月二三日、長溥以下黒田家の一族、および旧秋月藩主家（支藩黒田家）の人々が、蒸気船環瀛丸で東上するのを見送りのため、「浜手ハ一面ニ士族卒平民ニ至迄所せき迄群集をなし<sub>レ</sub>」発艦まで別れを惜しんだのであった。こ

筑前竹槍一揆の要求の整理

史料番号		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
旧知事帰国		○	○	○	○	◎	○	○	○	○
年貢	1 か 年 半 高				○					
	3 か 年 半 高		○			◎				
	5 か 年 半 納 (残り半高は社用)									○
	7 か 年 半 税						○	○		
	半 3 か 年 延 納 3 か 年 徳 献	○		○					○	
畑税大豆納を米納に 藪 銭 麩 止 諸 運 上 従 前 通 藩 札 従 来 通					○				○	○
山の札麩止					○					
官林切払・払下中止		○	○			◎			○	
身分	旧知事と黒田播磨らの 執政							○	○	
	士族卒の復活 (禄の復活)	○	○		○	○	○	○	○	
	他県出身 県官の廃止	○	○			○	○	○		
穢多 従来 通				○	○	○			○	
欧化	西洋風や社寺合併の廃止								○	
	旧 曆 復 活	○	○	○		○		○	○	
	地 券 の 廃 止	○	○					○	○	
	学校・徴兵・地券廃止			○						
	散 髪 廃 止							○	○	
伝 信 機 廃 止										
牛 肉 店 廃 止									○	

(出典) ①～⑦は、上杉聰『解放令』反対一揆としての筑前竹槍一揆(『部落解放史・ふくおか』40号) P.49による。  
 ①「新聞雑誌」113 ②「公文録」 ③江島茂逸『筑前一揆党民竹槍史談』  
 ④「十ノ小区調所日記」 ⑤～⑦「公文録」  
 ⑧・⑨は本稿に引く。  
 ⑧ 佐賀県から参議大隈重信宛報告  
 ⑨ 「横田徐翁日記」  
 (註) ◎は一揆要求の主要3か条とされているもの。項目の配列は原文のままではない。

うして、旧藩主引きとめ運動は幕を下ろした。旧藩主引きとめ運動が、明治四年七月八月には、民衆の自発的意志の下に行われたのであるから、二年後の筑前竹槍一揆の要求書に見える「旧知事帰国要求」も、これを農民の要求でないとする根拠は失われたと言つてよい。もう一つ、「横田徐翁日記」から、関係する部分を引こう。『維新雑誌』に見える、県官の説得工作を裏付けるものである。

明治四年八月一三日

……今日、郡役処江郡々大庄屋・村庄屋井村、惣百姓代一人宛呼出シ、当村ハ隣ノ安平出方。旧知事様ノ御事ニ付、百姓共々色々願出候事不<sub>レ</sub>宜、以来集會等不致様ニとの違ノ由也。右大意也。定而細々ノ論シ為<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之なるへし。其段ハ不<sub>レ</sub>分。

四、廃藩置県後の年貢サボ

明治六年六月の筑前竹槍一揆の要求は、年貢半納の要求を除けば、そのすべてが新政府の改革(文明開化政策)への反対を意味していた(表「筑前竹槍一揆の要求の整理」参照)。

従来の論者は、要求書そのものを疑う傾向があった。も

ちろん、史料批判は厳密にやらねばならぬが、「全てを疑う」のも史料批判からはほど遠い態度と言わねばなるまい。要求書は士族がデッチあげたものとする従来の説に配慮し、これでは、士族の手を介在せずに書き止められた、一揆の要求内容を見ておこう。

……借又一揆ノ願意ハ、先第一御先公様ヲ従前ノ通御入国、年貢五ヶ年ノ間半納ニ被<sub>レ</sub>成下<sub>一</sub>度、残り半高ヲ以旧社神ノ用ニ可<sub>レ</sub>用、諸運上ヲ以前来ノ通ニ被<sub>レ</sub>成下<sub>一</sub>度、牛肉店ヲ被<sub>レ</sub>廢度、此外、以上八ヶ条ノ願ノ由也。右願書ハ後日可<sub>レ</sub>写取<sub>一</sub>。……右願書ニ当村ハ不<sub>レ</sub>相加<sub>一</sub>旨申答候由。其末何ト共可<sub>レ</sub>納ニ哉……

(「横田徐翁日記」明治四年六月二三日条。これは別表の史料番号9にあたる。)

牛肉店廃止要求は、他の要求書には見られないものである。また、一揆が願書を回覧し、一揆への参加を勧誘したかに受け取れる記述があるが、これもここでしか知られない事実である。筆者徐翁は、六月二〇日、被差別部落焼打ちの事実を記し、彼自身見物にも行ったが、この日の日記には「解放令」撤回要求については記していない。また、六月二四日付で、佐賀県から大隈重信へ宛て出された「福岡県下暴動之儀ニ付御届」も、作為する必然性がないから、史料としての価値は高い。「黒田播磨(旧藩大

老) 説諭之砌左之条々申立候由」として、次の八カ条を挙げる。

- 一、旧知事公御帰国之上御政事被下度事
- 一、田畑諸税共年貢半高御受納相成度事
- 一、士族中藩政ニ旧復士族之本務ヲ専行有度事
- 一、官山林ハ従前之通据置被下度事
- 一、畑税現大豆御取立廃止米納ニ服シ候事
- 一、太陽歴廢止旧曆相用度事
- 一、農商者其業を務メ穢多ハ元之通御取扱相成度事
- 一、専ラ西洋之事跡ニ狗ヒ且社寺を合併より当大旱災を相醸候ニ付テハ右ヲ致廢絶度事

(杉谷昭「佐賀の乱覚書」所収、『日本歴史』八七号、一九五五年。これは別表の史料番号8にあたる。)

これによると、第四項は馬草山の保全で農民の暮らしに重要なもの。第二・五・六・八項も、農民自身の発意と十分考えられる内容である。第七項は「解放令」反対の要求だが、これについては、すでに別稿(註1・2参照)で、農民の要求であることを明らかにした。

問題は第一・三項だが、これが当時の民衆の論理と、どう結びつくのか、を次に取上げることにした。

福岡藩では、すでに見た通り、明治四年七月一四日の廢藩置県よりわずかに早く、贖札事件の責任を問われた知藩

事黒田長知が解任され、後任として七月二日、有栖川宮熾仁親王が知藩事の宣下を受けた。廢藩以後は有栖川宮がそのまま県知事となり、同年一月二五日、福岡県令に任せられた。この月、福岡県は、旧福岡藩領に加え、旧秋月藩領ほかを吸収合併し、福岡県域は筑前一国と重なることとなる。

以下、明治四年、福岡県で起こった年貢不納運動——まさにサポタージュである——について述べるが、まず有栖川宮日記をひもとくことにしよう。

〔明治四年二月〕

廿八日陰雨

一 休暇、

一 水野権参事御用談ニ付入来之事、

但、上座・下座両郡年貢米未納延引之廉、并ニ同郡中ニ、旧藩札贖造之者在之、搜索從聽訟課壹員差立之事、

〔『熾仁親王日記』(一)五〇七頁。「続日本史籍協会叢書」一九〕

上座・下座両郡で年貢未納の動きが出ていることが短く記されているだけで、県令有栖川宮の対応ぶりは、ここではうかがいがいれない。しかし、事態はかなり深刻なものであった。

福岡藩の旧庄屋の家に伝わる「村役人心得」<sup>(13)</sup>によると、九月に「永蔵初津出し」が行われることになっている。永蔵は福岡藩の年貢の集荷地の一つで、たとえ時節遅れの年であっても、九月中旬に、少々の俵数なりとも津出し(年貢米を村から永蔵まで送り出すこと)しなければならぬ定めである。一二月末に至っても年貢未納というのは、旧藩時代の常識からすれば、ありうべからざることだったのである。

年貢サポタージュは、どの程度の規模で行われたのであるのか。次に、当時の世相を語る史料を二点取上げてみる。

一、県政と相成、黒田公御東移之事件郡々小前之もの共大不服、殊ニ八遠・鞍・嘉・穂之郡内ちと不穩、所々江張紙等いたし、年貢上納之儀大庄屋・小庄屋及催促候得共、兎角百姓不服ニて様々申立候故、役員追々出張種々説得弁解等有之候よし、其末頭立候者四、五人被召捕福岡江連越ニ相成候沙汰致候。何様当年貢是迄之通各皆済之儀ハ甚無覚束風聞有之、実ニ当十月末十一月初旬頃迄津出盛之節ニ、御永蔵等至而物静ニ而何之模様も無之候処、十二月ニ至漸津出賑々數相成、郡々も承服いたし哉と被相考候。乍併統而郡々米券買調上納相仕廻候趣ニ而現米上納ハ至而

無少相聞、年貢立用之米券三拾万俵にも及たるよし。一体ケ様ニ百姓不服を生し候而ハ曾而御由断ニ相成候。県官之向々深く心を被用御仁恤之御政体ニ不基候而ハ足元ハ火之出る様なる事有間敷とハ難申事情ニ相聞候事。

〔『維新雑誌』卷一三・一四合冊〕

偕又当秋拾五郡共ニ確乎と為申合事ニ哉、其儀ハ未詳候得共、郡々村々未年貢ヲ不ニ相納。尤村蔵迄ハ少々為納者モ有之由。一俵モ不納者モ有之。遠賀・鞍手ノ両郡ハ半上納いたし、半高丈ケハ村々江田ヒ可置申出居候坏、或者志摩郡ハ少々津出候処、俵拵へ不<sub>(七)</sub>宜<sub>(七)</sub>迎受取ニ不<sub>(七)</sub>成<sub>(七)</sub>処、直ニ持帰り、以後再ヒ不<sub>(七)</sub>及<sub>(七)</sub>津出<sub>(七)</sub>由。此事件ニ付而モ色々ノ沙汰専也。十月も最早下旬ニ及候得共、当村杯未一度モ津出ノ沙汰ヲ不<sub>(七)</sub>及<sub>(七)</sub>聞候。遠国ノ事ハ不知、近国ハ同様年貢納不<sub>(七)</sub>運<sub>(七)</sub>杯ノ風聞有<sub>(七)</sub>之。畢竟此未何ト共相成事ニ哉。

〔『横田徐翁日記』明治四年一〇月二一日条〕

『維新雑誌』の著者の実名は不明だが、藩政の中枢に参画した経験をもつ、上級の士族であろうと考えられる。県官に「御仁恤之御政体」を要求するのも、著者の立場とストリートに結びつくものであろう。

一方、横田徐翁は、博多に隣接する住吉村の住吉神社の

元神官。彼自身は年貢を納入する立場にはなかったが、村の人々に目を配りながら見聞を記している。いずれの史料も信憑性は高く、相互に補いあう内容を持っていると言えらる。

右の二史料に見る通り、年貢不納は福岡県全体（筑前五郡）に及んでいるのであり、近国も同一歩調をとっているという噂が流れていた。近国と言えば、豊前、豊後、筑後、肥前だが、私はこれらについて年貢不納の動きを具体的に追いかむに至っていない。

主謀者四、五人を捕縛というの事は事実らしい（関係史料は後出）。小前百姓を中心とした動きが広がったもののようにだが、村蔵まで納めても津出しをしないというのは、庄屋クラスにも同調者のあったことをうかがわせる。半高だけ上納した村もあり、これなど、一年半後の筑前竹槍一揆の際に出てくる年貢半減要求を予感させるもので、注目すべき点である。何のことはない、一揆要求の年貢半減を彼らはすでに自ら経験済みであったのだ。

貢納に応じた場合でも、米券が三〇万俵にも及んだという。総高何万俵かは正確には不明だが、少なくとも現米三〇万俵積み上げるはずのところ、紙切れしか集まっていなかったのである。旧藩当時、遠隔地から米俵を運ぶのが困難な場合は、米券（御切米指紙）で立替える方法があっ

た。しかし、先の「村役人心得」によると、容易に許可されないものとされている。米券立用の動きは、県の催促に対し、村々が面従腹背で応じたという意味があらう。封建社会にあっては、ほとんど起こり得べからざる事態が、深く静かな伏流となり出現していたのである。突然の年貢不納の動きに、県の役人があわてふためいた様は、県の布達にもうかがわれる。

(1) 〇本月二日、郡中所々江無謂張紙いたし候旨、追々人注進候。早速廻村遂々吟味、已後之心得共厚村役百姓中江も相施置候旨申出、知事様江も寄特之儀ニ被思召上候。今後弥厳重心得候様可相達旨ニ付、可相得其意、同相達候也。  
(明治四年)  
未十月十二日

郡政懸

遠鞍大庄屋中

(2) 御納方時節ニ至、為便利一明廿四日申出蔵江出張致候条、其心得、御納方ニ掛ル儀ハ悉皆同所江差出候様、至急村々江可相達候。然者近來天氣合等寄上納方不博取欺ニ相聞候得共、例年之通村々一統勉強いたし先を争ひ速ニ皆済致候様、其方共初、村役望なく論達可被取斗候。此段相達候也。

郡政懸

十月廿三日 遠鞍大庄屋中へ

(3) 〇十月五日、於史官月番ニ左之御書付式通横川少書記ヲ以被相渡候事

\*<sup>(15)</sup> 今般廢藩ニ付、各地方ニ於テ奸民共徒党ヲ結ビ、陽

ニ旧知事情別ヲ名トシ、恣ニ人家ヲ毀焚シ、或ハ財物ヲ掠奪候等ノ暴動ニ及ヒ候モノ、往々可有之趣相聞ヘ、朝旨ヲ蔑視シ、国憲ヲ違犯シ候次第、其罪不輕候条、管内嚴肅ニ取締、即決処置懲誠ヲ可加候。万一手余り候節ハ所在鎮台へ申出臨機ノ措置ニ可及候事。

辛未十月五日

太政官

〔「宮崎氏石炭史料四、御布告書写（上）」一八、二四（二六丁）〕

張紙が出され、県の役人が回村、吟味を遂げたというのには、おそらく『維新雑誌』に言う「頭立候者四、五人被召捕」と、同一の事件であらう。貢納の遅れを天氣のせいにしてツジツマを合わせようとする郡政懸の布達は、滑稽ですらあるが、県官の頭には、何とか穏便に「足元火之出る様なる事」を避けようと、おそらく必死の説得しか策がなかったのである。

この年貢不納事件がどのように收拾されていくのか、具体的に追いかめないが、次の記述からみて、翌五年の県財政にも大きな打撃となっていることがうかがわれる。

当季ノ切米不渡段達ニ付、士族・卒共大ニ不平ニ而

卒共四千斗り為會議寺々江籠候旨県庁江届出候由ノ処、暫ク相見合せ候様達候由也。借々勇々敷次第共二候。

〔「横田徐翁日記」明治五年五月一日条〕

家禄奉還制度の廃止は明治八年のことで、金禄公債を支給する秩禄処分が実施された。それまでは士族・卒への現米支給が維持されていたので、卒四千人のストライキの動きは、前年末の年貢不納により県庫の米が払底し、現実に切米支給が不可能になったことを承けたものと見ることが出来るだろう。県政への大打撃であったことは疑えない。ところで、この事件はどう評価すべきだろうか。村々がいつせいに年貢納入をサポートしようとするという内容からして、その財政にまだ封建的性格を残していた新生明治国家にとっても、国家財政の根幹をゆるがしかねない、大きな意味を持っていたはずである。

これこそ、農民の「反封建的性格」を端的に示すものだ、という評価も可能であらう。しかし、私はその説をとらない。むしろ反対に、この事件こそ、農民（むしろ民衆一般と言つてよいと思うが）の意識がいかに封建社会に深いところまでとらわれていたかを明らかにしているのである。

先に引用した『維新雑誌』の冒頭には、廢藩置儀後、旧藩主黒田家の東京移住が、小前百姓の不穏な動きを生み、



それが年貢不納へと発展していったことが読みとれるが、まさに年貢を納むべき相手（領主）の不在が、自然発生的に起こった、一県規模での年貢不納の要因であった。

つまり、農民は封建領主との「契約」によって年貢を納めていたのであって、領主が東京に移った以上、新置の福岡県に年貢を納めねばならぬ筋合いはない、という論理の下に行動しただけなのである。福岡県でも、旧藩主東上に農民は「引きとめ」の動きを見せていたし、こののち、竹槍一揆の際に「旧藩主呼びもどし」の要求が出てくる。右のように考える時、明治四〇六年の民衆意識の実相が初めて矛盾なく想定できると言えよう。「解放令」反対一揆について言えば、「解放令」反対の要求も、一揆過程での部落焼打ちも、封建制社会での身分意識の延長上に現われた、と解釈することができる（池田敬正氏の場合とは逆に――）。

年貢不納の思想的意味を右のように分析する時、この時期、太政官政府——ひいては天皇制が——民衆にとつていかに無力な存在であったかということも明らかになる。なぜなら、当時の県知事は天皇の権威を直接に代表し得る有栖川宮だったのであるから、年貢不納は、取りも直さず、天皇よりも黒田家を重しとし、信用した民衆意識のありようを示しているのである。旧藩主引きとめの嘆願書に「勿

論御年貢其外諸納銀等ハ従前之通ニ聊無ニ遅滞ニ上納仕候ニ付」（『維新雑誌』）と書いていたのとは、ちょうど裏腹の行動が年貢不納であった。

そもそも、有栖川宮の福岡藩知事（次いで県知事）への任用には、士族懐柔の意味があった。贖札事件による黒田長知の知藩事解任にともない、福岡藩士族の武力抵抗を恐れた太政官政府が、戊辰戦争の東征軍大総督だった有栖川をかつぎ出したものであり、戊辰戦争時に有栖川の指揮下にあった福岡藩士族はその権威に服して、政府の目論見は当たったのだが、民衆にとっては、その有栖川も「錦の御旗」ではありえなかった。

明治四年の福岡県での年貢不納が、県（つまりは太政官政府）の権威を認めず、封建制社会の復帰を願う民衆意識を基礎として起こったもので、その基調は六年の筑前竹槍一揆でも変わらないことを論じた。この時期を通じて民衆は幕藩制の回復が可能だと信じていたのである。しかし、事件に対する右の分析は、まだ「私の解釈」であって、十分に実証されたものとは言えない。この点、地元では確認できる史料を見出せないのだが、幸い大分県の一揆について、右に述べたのと全く同様の論理を持つ要求書が発表されている。

明治五年末から六年初めにかけての大分県「（縣誌）中四郡一

揆」の際の願書がそれである。加藤泰信氏によると、県の提出命令に応じて、指導者を中心に相談してまとめたもので、一か条にのぼる要求が書上げられている。<sup>(17)</sup>

- 一 旧知事様御帰リ相成候様
- 一 刑人ノ分此節、不<sub>レ</sub>残御放免相成度
- 一 百姓ノ宝タル牛ヲ殺候儀御止メ相成度
- 一 路傍ノ地蔵ヲ御除ケノ儀御止メ相成度
- 一 保長ノ給金ハ官ヨリ御出方相成度
- 一 御当県ノ御官員様不<sub>レ</sub>残引退キ相成度
- 一 御年貢一切旧知事様御帰リ相成候迄ハ難<sub>レ</sub>差出<sub>レ</sub>旨
- 一 物価下直<sub>（お）</sub>ニ相成度
- 一 三ノ口米御用捨相成度
- 一 小前内證ニテ賃借ノ分、旧知事様御帰リ迄其假<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>度
- 一 銀札元ノ通成度<sub>（相証）</sub>

ご丁寧にも「旧知事様御帰リ」が三か所に見えていて、一揆指導者の思いの深さにあらためて驚かされるが、何よりも第七項に「旧知事（藩主）には年貢を納めるが、県には一切納めなさい」という論理が示されている点が注目される。先に私が、福岡県について分析したことが、この史料によって裏付けられたと言つてよいと思う。

加藤氏によると、「要求事項からみて、県中四郡一揆は

県の新政策に対する一揆であり、直接「解放令」に反対したもので「は」なかった。「しかし、その渦中で被差別部落が焼き払われるという大きな差別事件を生んだ」のである。福岡県と大分県で、同じような論理をもつ民衆が、一揆に立上がった際に、同じような部落焼打ち事件を起こしていた。

一揆過程で提出される個々の要求を、全体としての民衆意識と、いかに関連させて理解するかが、殊に「解放令」反対一揆を見る場合には重要だということが、この点にも示されている。あれこれの要求ではなく、その背後の論理こそが問題なのである。

実は、右の要求書自体は新藤東洋男氏も利用されているのだが、「この要求をみると士族の要求も多分に含まれていることがわかる」「士族よりの要求が濃厚に入っているものとみなすことができる」と述べるだけで、第七項の具体的な意味を検討していない。「年貢……差出難き旨」というのは、何よりも農民の立場から発せられたもので、それが同時に士族の存在をおびやかす内容なのだが、その点が吟味されぬまま、「士族要求」説が出されていた。

このように、明治四〇六年の農民（を含む民衆一般）が、「旧知事」恋慕、封建制復活を切に願うのは、もちろんそれを基底環元論的にその土地所有状況から分析するの

は自由だが、私はむしろ農村共同体の枠から思考がはばた  
くことがなかった、という点に原因を見る。政府が「新  
政」普及のためにどんなに甘い言葉を使ったとしても（そ  
んなことはなかったのだが）、農民は常識的世界に安住す  
ることを望み、そこから一歩でも踏み出すことは望まな  
かった、と言えるのではないか。

この点、むしろ武士たちの方が軽率なまでに変わり身は  
早かった（また、別の機会に取上げたいと思う）。

## 五、おわりに—新政反対の評価

農民の「反封建的性格」を前提に、筑前竹槍一揆を考察  
することはできない。それでは、真実を見誤まることを指  
摘した。「解放令」撤回要求も、部落焼打ちも、すべて一  
つの根から生え出ているのであり、この時期の民衆意識  
が、政府のすすめる文明開化政策全般の否定に向かい、文  
明開化へのアンチテーゼとして、幕藩制社会での自己の位  
置の復旧——言わば「地位保全」を求める方向に収斂して  
いったと理解すれば、民衆意識をまるごと、矛盾なく想定  
できるのである。

ところで、当時の一揆は、一般的に新政反対一揆と呼ば  
れ、「解放令」撤回要求や、部落襲撃を含む場合に「解放

令」反対一揆と呼ばれる。両者の掲げる要求は、内容とし  
てはほとんど変わることはない。

「解放令」反対一揆の研究でも、農民の「反封建的性  
格」を前提とする論者は、「解放令」撤回要求や、部落襲  
撃はもろろんのこと、旧藩主招請など、封建的「要求は士  
族に帰属させ、残りの「新政」反対の部分についてはのみ、  
「反権力闘争」として積極的な意味を付与していた。それ  
は明治絶対主義、天皇制との闘いにも、論者の脳裡でふ  
くらんでいた。

「解放令」反対一揆においてすら、そうであったとすれ  
ば、新政反対一揆の場合は手ばなしの賞讃があつて当然で  
あろう。

しかし、それでよいだろうか。すでに見たように、「解  
放令」反対一揆の諸要求は、一見農民の立場と矛盾するよ  
うに見える場合があつても、民衆意識の深い所では矛盾な  
くつながっていた。とすれば「解放令」反対一揆と新政反  
対一揆とで、本質的な差異はないといつてよい。「解放令」  
反対一揆の場合は、地域の事情や、一揆の個別な経過が作  
用し、たまたま民衆の差別意識が露呈したのだと考えられ  
る。

新藤東洋男氏は、「播但一揆のみならず『解放令反対』、  
『解放撤回』なりを含む農民一揆を『解放令反対一揆』な

り『解放撤回一揆』なりととらえてしまうとここに歴史分  
析としての問題点がある」と述べているが、この場合も、  
私は新藤氏に異議を唱えざるを得ない。

私の考えでは、新政反対一揆こそが、未発の「解放令」  
反対一揆なのであり、本質的には「解放令」反対一揆と同  
じ性格を持つと考えねばならないのである。

最後に一言ふれておけば、本稿では上杉聰氏の論稿<sup>(20)</sup>に  
及する余裕がなかったが、上杉氏が「新政に対して、旧幕  
府下の政治にもどせと要求することによってしか対抗でき  
なかった」と、この時期の一揆をとらえているのは、私の  
理解に近い。「ということ」は、反動的な性格を免れえな  
かったといつて過言ではないだろうと思うんですね。そのよ  
うな意味で、括弧つきで考えていただきたいと思うんです  
けれども、そうした性格を、この当時の一揆は持っていた  
だろうと思います」とまで上杉氏は述べているが、まった  
く同感である。一揆の評価をめぐって問われているのは、  
個々の実証の当否と同時に、ある種の歴史観でもある。

(一九八七年五月一日 攔筆)

註

(1) シンポジウム報告集は明石書店から刊行された(好並隆  
司編『明治初年解放令反対一揆の研究』)。

(2) 前掲書に収録。なお、これは拙稿「筑前竹槍一揆と『解

放令』(『部落解放史・ふくおか』四一号、一九八六年)を再  
編したものである。

(3) 『部落解放史発掘』松崎武俊著作集上巻(華書房、一九  
八六年)に収録。

(4) 同前。

(5) 同前。

(6) 松崎氏が「部落から一戸一人」と言うのは、正確には  
『騒擾一件』を集計してのことではなく、一揆の参加者数  
(厳密には被処罰者数)を『藩制一覽』の戸数で割った結果  
を準用したもので、平均値である。平均値をもって「一戸一  
人」と概括するのは、この場合適當ではない。

(7) 紫村一重「筑前竹槍一揆研究の視点」(『部落解放史・ふ  
くおか』二〇・二二号、一九八〇年十一月)

(8) 初出は『部落問題研究』五二輯(一九七七年二月)。

(9) 上杉聰『解放令』反対一揆としての筑前竹槍一揆(『部  
落解放史・ふくおか』四〇号、一九八五年)四八頁。上杉氏  
は「研究者などに何らかの意図があつたかわからなかったか  
わわかりませんが」と述べているが、これは依拠した原本自体がす  
でにそうであり、研究者の作為ではない。

(10) 福岡県立図書館所蔵複製本を利用。

(11) 同前。

(12) 第五項については少し説明が必要である。福岡藩では田  
は米で、畑は大豆で年貢を納める建前だった。ところが、幕  
末期に庄屋を務めた藤金作の談話によるとこうだ。「鼠にも

反当年貢米を課す。屋敷にも島同様年貢米を課す。島と屋敷とは大豆を上納すべきなれども、事実は米を納めたり。」(旧福岡藩事蹟談話余記事)、『筑紫史談』三二集。藩政期の米納にもどせとの要求で、これも、うしろ向きの、新政府反対の一例である。

(13) 柏屋郡、田原正憲家文書。

(14) ただし、『藩制一覽(一)』(日本史籍協会叢書)によると、「正租米二拾万六千六拾六石余」であるから、一石二三俵と見て、六一万八千俵余となる。

(15) \*印以下、太政官布告本文は、「太政官日誌」第七六号により校訂した。同書では布告日付は十月七日となっている(石井良助編『太政官日誌』第五卷、三五八頁)。

(16) 九州大学九州文化史研究施設所蔵、写本。転写の誤りを含むが原本に接していないので、(3)の本文以外はそのまま引用した。

(17) 加藤泰信『解放令』前後における大分県の動向」(おむいた部落解放史』四号、一九八七年三月)。この願書は「公文録」明治六年一月大蔵省之部一(国立公文書館蔵)所収の「麻生菊治口書」によるという。

(18) 新藤東洋男『部落解放運動の史的展開』(柏書房、一九八一年)八頁。

(19) したがって、「解放令」反対一揆が「反動的形態」(池田敬正氏)とすれば、新政反対一揆もそうだと私は考える。ここまで、筑前竹槍一揆を例にとって論じたように、うしろ

ろ向きの、新政府反対なのであるから。新藤氏や紫村氏は、「反動的」側面を土族の要求、土族の扇動として片付けているが、つまりは一揆に参加した民衆の主体性を見ることができないのである。唯々諾々として扇動に乗る、愚民、像を描いていると言えば言い過ぎかも知れないが、「ヒイキの引き倒し」になってしまっている。民衆の真の姿を見すえてこそ、より豊富な歴史の教訓を汲みとれるのではないだろうか。

(20) 上杉氏前掲論文。